

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年4月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル2階

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

議決権行使期限

2023年4月24日（月曜日）
午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 当社取締役に対する株式報酬
（譲渡制限付株式報酬）付与の
ための制度導入の件

アップコン株式会社

証券コード：5075

証券コード 5075

2023年4月10日

(電子提供措置の開始日 2023年4月3日)

株 主 各 位

川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
K S P 東 棟 6 1 1

ア ッ プ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 松 藤 展 和

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

メニューより「IR情報」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(トップページ) <https://www.upcon.co.jp/>



電子提供措置事項は、上記のほか、名古屋証券取引所(名証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の名証ウェブサイト(上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト(上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ)

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2023年4月24日(月曜日)午後5時30分までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 2023年4月25日(火曜日) 午前10時00分
2. 場 所 川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル2階
3. 会議の目的事項
報告事項 第20期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 当社取締役に対する株式報酬(譲渡制限付株式報酬)付与のための制度導入の件
4. その他招集にあたっての決定事項
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名古屋証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として、資本金の額の減少を実施するものであり、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の維持を目的といたします。

本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本件による発行済株式の総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式や1株当たり純資産額に影響はありません。

資本金の額の減少の内容

1. 減少する資本金の額

資本金の額101,880,000円のうち31,880,000円を減少して70,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、「資本準備金」に振り替えることといたします。なお、本件は、貸借対照表「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であり、純資産合計額に変動はございません。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年4月25日

第2号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績に基づいた株主還元を考慮する一方、盤石な企業体質づくりに寄与する研究開発や競争力強化への体制整備等、安定成長に向けた資金使途をも勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円00銭

(普通配当10円00銭、特別配当5円00銭、総額20,991,000円)

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年4月26日

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
1	まつどうのぶかず 松藤展和 1958年5月11日	1989年1月	トラビス・パートナーズ建築設計事務所 (オーストラリア法人) 入社 日本担当部長	769,900株
		1998年2月	アーキプロ建築設計事務所 (オーストラリア法人) 設立代表取締役	
		2001年7月	外資系土木会社 日本法人 設立代表取締役	
		2003年6月	当社設立 (2004年2月 有限会社から株式会社に組織 変更) 代表取締役社長 (現任)	
2	かわぐちこうじ 川口宏二 1972年2月2日	1995年4月	利根地下技術株式会社 入社	10,000株
		2004年11月	当社入社	
		2011年2月	当社技術部副部長	
		2014年2月	当社技術部部長	
		2014年8月	当社技術部部長兼管理部部長	
		2017年8月	当社技術部部長	
		2018年5月	当社取締役 (現任)	
		2020年2月	当社営業本部 本部長 (現任)	
3	わだしんいち 和田進一 1974年1月24日	1992年4月	株式会社三越入社 銀座店	—
		1998年4月	株式会社三越情報サービス (出向)	
		2006年4月	株式会社三越 本社経理部	
		2009年4月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 管理本部経理部 (出向)	
		2012年4月	株式会社三越不動産 経営推進部 (出向)	
		2016年4月	ゴールドシティ株式会社入社 管理部	
		2018年6月	当社入社 経理部部長	
		2019年5月	当社取締役 (現任)	
		2020年2月	当社管理本部 本部長 (現任)	

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
4	くわた ごう 桑田 豪 (社外取締役) 1970年 4月29日	1997年 4月 2002年 7月 2003年 4月 2006年 1月 2006年 4月 2008年 9月 2010年 4月 2014年 4月	株式会社妹島和世建築設計事務所入社 一級建築士事務所桑田豪建築設計事務所設立 (現任) 京都造形芸術大学非常勤講師 当社取締役 (現任) 明治大学非常勤講師 日本大学非常勤講師 熊本県立大学准教授 武蔵野美術大学非常勤講師	12,000株
5	おおうちゆう 大内 祐 (社外取締役) 1974年5月2日	1997年10月 2001年5月 2018年10月 2019年11月	太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 大内公認会計士事務所設立 (現任) 税理士登録	—

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 桑田豪氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって17年3ヶ月となります。
- 3 桑田豪氏は、略歴に記載のとおり、一級建築士としての建築に関する専門的な知識、経験を有しております。その知識と経験に基づく経営の監督とチェック機能を発揮することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
- 4 当社は、桑田豪氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- 5 大内祐氏は、新任の社外取締役候補者であります。
- 6 大内祐氏は、略歴に記載のとおり、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験を有しております。その知識と経験に基づく経営の監督とチェック機能を発揮することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
- 7 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、候補者桑田豪氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、大内祐氏についても新任をご承認いただいた場合には、当該契約を締結する予定であります。
- 8 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、職務を行うについて悪意又は重過失がないことを要件としております。なお、記載の取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 当社取締役に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）付与のための制度導入の件

当社取締役の報酬額は、2018年7月4日開催の当社臨時株主総会において、年額200,000千円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別に、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する報酬は金銭報酬債権といたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額25,000千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき本制度により支給される金銭報酬債権の全部を、現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当、株式分割又は併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲内で調整する。以下同じ。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

本議案は、上記のとおり、当社取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。また、本議案に基づく1年間に発行又は処分される当社の普通株式の上限数は、発行済株式総数の約1.43%であり、その希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役社長松藤展和氏に委任しております。同氏に決定を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価をするには、代表取締役が最も適していると判断したものであります。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度は対象取締役にに対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本制度に基づき交付を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、その全ての本割当株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役会が予め定める日の到来前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、「(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い」の定めに従って無償取得される株式以外の本割当株式について譲渡制限を解除するものとする。

(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い

対象取締役が本割当株式の交付から1年が経過する日の到来前に当社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、死亡による退任の場合を除く。）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等。）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決定により以下のいずれかを実施することができる。

①本割当株式の全部を無償で取得する。

②対象取締役が退任した時点をもって、次のi)の数からii)の数を引いた数の本割当株式について、無償で取得する。

i) 本割当株式数

ii) 本払込期日を含む月から対象取締役が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4) 譲渡制限が解除されなかった場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

以上

事業報告

2022年2月1日から

2023年1月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2022年2月1日～2023年1月31日）における我が国経済は、ウィズコロナに向けた政府の政策及び緩和措置が行われた結果、緩やかな景気の持ち直しがみられ社会経済活動が徐々に戻りつつあります。一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化や中国による東アジアへの海洋進出など地政学的リスクへの懸念が残り、エネルギー資源及び原材料価格の高騰や各国の利上げによる急激な円安への進行が国内物価へ影響し依然として先行きは不安定な状況が続いております。建設業界におきましては、国土強靱化計画により公共関連工事は好調である一方、民間工事は材料高騰の影響及び景気後退リスクへの懸念から伸び悩む結果となり、今後より一層の注視が必要な状況であります。

このような状況のもと、当社では、展示会への出展やメディアへの露出、無料調査キャンペーンの実施等、積極的なマーケティング展開とともに、民間事業・公共事業で幅広く営業活動を行いました。また、知名度や信用力のさらなる向上のため、TOKYO PRO Market市場から2022年12月26日に名古屋証券取引所ネクスト市場へ上場しております。これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高917,223千円（前年同期比36.2%増）、営業利益168,918千円（前年同期比205.7%増）、経常利益178,139千円（前年同期比233.4%増）、当期純利益116,228千円（前年同期比209.5%増）となりました。このうち売上高については、会社設立以来の最高値を更新しました。

なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

2022年12月23日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行株式の総数100,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ58,880千円増加しております。

②設備投資

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当事業年度)
決算年月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	620,144	914,358	673,439	917,223
経常利益 (千円)	32,633	250,597	53,431	178,139
当期純利益 (千円)	22,625	181,040	37,551	116,228
1株当たり当期純利益 (円)	17.41	139.32	28.90	88.76
純資産額 (千円)	806,905	981,449	1,003,407	1,230,899
総資産額 (千円)	872,274	1,185,674	1,047,159	1,392,856
自己資本比率 (%)	92.5	82.7	95.8	88.4

(注1) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

①人材の確保及び育成

新しい技術及び新しい工法を継続的に研究開発していくには優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、特殊ウレタンを使用した工法という点で、材料メーカーとの有益な情報交換のため、技術、開発及び営業メンバーの育成が不可欠であると考えております。

②収益基盤の拡充及び強化

当社は、沈下修正分野以外の新規分野開拓により、将来にわたって収益基盤を強化していくことが課題の一つと考えております。そのために、中長期的な視点で研究開発を進め早期の事業化と新しいマーケットの創出を行ってまいります。

③コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化や内部統制システムの整備、また各取締役を管掌役とした組織構築を行うとともに管理部門の増員も実施いたします。

④ブランディングの強化及び知名度の向上

当社の今後の成長のためには、当社の社名でもある「アップコン工法」のブランド力や知名度をアップさせることが重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規諸外国への進出を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、PR活動及びIR活動に取り組んでまいります。

⑤海外展開

ベトナム業務提携会社との営業力及び新規顧客開拓を強化させるために、提携先社員に、アップコン工法の習得を早期に行い、提携シナジー効果を図ってまいります。また現地調査や日本での情報収集も積極的に行い、さらなる展開を推進してまいります。

⑥リスクマネジメントの強化

感染症ウイルスや自然災害などの予期せぬ大規模災害などにより、営業体制や施工機材に支障がないよう対応するべく社内インフラの定期的な見直しを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、工場・倉庫・店舗や、一般の住宅などの建物において、地盤の不同沈下(注1)を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙を完全ノンフロン(注2)のウレタン樹脂、及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

従来、コンクリート床の沈下修正時には、既設のコンクリートを取り壊し、新たなコンクリート床を打設するコンクリート打替え工法などが用いられてきましたが、アップコン工法では、既設のコンクリート床を破壊するなど、大規模な解体工事が不要であり、また、機械や荷物の撤去・移動・引っ越し作業も必要としないことから、操業を止めることなく短時間でコンクリート床の傾きを修正することを可能としております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、主に公共工事として、道路・空港・港湾に生じた段差の修正や空隙充填なども行っております。

また、当社では新たな事業展開推進のため、多数のプロジェクトを進行させ、常に発泡ウレタンの新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には、産官学連携で共同開発した、新たな工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

軟弱地盤の多いわが国において、ウレタン樹脂を使用した沈下修正工事を行うことで、暮らしやすい社会を築くとともに、大量生産、大量消費を特徴としてきたこれまでの「フロー型社会」から、住宅や、橋・道路などの社会インフラを長寿命化させることによって、持続可能で豊かな社会を実現する「ストック型社会」の形成に貢献するために社会貢献度の高い研究・開発企業を目指しております。

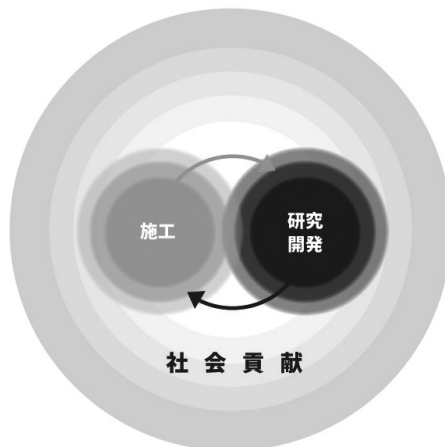
当社は、硬質発泡ウレタン樹脂(注3)の新規用途開発への研究開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を開拓していくサイクルを目指す研究開発型企業を目指しております。

(注1) 構造物に生ずる沈下量のうち、対象とする領域の最大沈下量と最小沈下量との差。

(注2) 日本工業規格(JIS) A 9526 : 2015において、オゾン破壊係数(ODP)が0、かつ、地球温暖化係数(GWP)が50未満である発泡剤ハイドロフルオロオレフィン(HFO)を使用した処方技術では、ハイドロフルオロオレフィン(HFO)はフロン類には該当しないと明記。

(注3) A液(ポリオール)とB液(ポリイソシアネート)の2液により、短時間で液体→クリーム状態→ゲル状態→固体と化学反応により状態を変えながら形成される樹脂。

アップコンのビジネスモデル



当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はいたしません。以下に施工対象別に「民間事業」と「公共事業」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

(イ) 民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

a. 工場・倉庫・店舗

工場床下に空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

b. 住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に居住したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

c. その他

施工に先立っての調査、マンションのエントランス及び事務所等の沈下修正工事が含まれます。

(ロ) 公共事業

わが国の農業用水路、道路、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法の応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

a. 農業用水路・導水路トンネルウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路などの突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

b. 道路・橋梁部踏み掛け版等の空洞・空隙充填工事

高速道路・国道他で多用されているコンクリート舗装版に生じた様々な変状(沈下/段差・バタつき・空洞/空隙)を専用に開発した高強度ウレタン樹脂を使用して、開削せずに短工期で修正します。短工期であるため、交通規制の早期規制開放を実現する工法です。

また、変状を修正するだけでなく表層路盤のゆるみも解消できる工事です。

c. 港湾

地震によって生じた港湾の岸壁部の路盤の段差やコンテナターミナル内のRTG(タイヤ式門型クレーン)走行路盤に生じた沈下を夜間工事のみなど短工期で修正できる工事です。

d. その他

地盤沈下や地震によって生じた空港エプロンの段差・沈下、防衛施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きをウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

①主要な営業所

本社 神奈川県川崎市

②使用人の状況

使用人数 43名 (前事業年度末比1名減)

平均年齢 35.1歳

平均勤続年数 7.3年

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 5,197,600株

(2) 発行済株式の総数 1,399,400株

(3) 当事業年度末の株主数 645名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
松藤 展和	769,900 株	55.01 %
アクアプレコン株式会社	150,000 株	10.71 %
松藤 真弓	60,000 株	4.28 %
松藤 花梨	60,000 株	4.28 %
松藤 南輝	60,000 株	4.28 %
松井証券株式会社	32,300 株	2.30 %
千家 道恵	24,000 株	1.71 %
飯塚 朋子	16,000 株	1.14 %
桑田 豪	12,000 株	0.85 %
江間 哲郎	12,000 株	0.85 %

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松藤 展和	代表取締役社長	
川口 宏二	取締役 営業本部 本部長	
和田 進一	取締役 管理本部 本部長	
桑田 豪	取締役	一級建築士事務所 桑田豪建築設計事務所 代表
飯塚 朋子	常勤監査役	
江間 哲郎	監査役	
俣野 和仁	監査役	俣野公認会計士事務所 代表 BlueWorks株式会社 取締役 税理士法人BlueWorksTax 社員 BlueWorksAccounting株式会社 代表取締役 南富士有限責任監査法人 代表社員 ネットスマイル株式会社 非常勤監査役

(注1) 取締役桑田豪氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏及び監査役俣野和仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 常勤監査役飯塚朋子氏は、司法書士(有資格者)として企業法務に精通しており、専門的な知見を有するものであります。

監査役江間哲郎氏は、会計事務所において長きにわたって会計コンサルタント業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役俣野和仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 取締役桑田豪氏、常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏、監査役俣野和仁氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役桑田豪氏ならびに社外監査役飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	69,600 (2,400)	69,600 (2,400)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	81,600 (14,400)	81,600 (14,400)	—	—	7 (4)

(注1) 取締役の報酬限度額は、2018年7月4日開催の臨時株主総会において、年額金200,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は1名)であります。

監査役の報酬限度額は、2018年7月4日開催の臨時株主総会において、年額金50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は3名)であります。

(注2) 上記支給額のほか、2022年4月25日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、特別功労金を退任取締役1名に対して1,000千円支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職の状況については「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	桑田 豪	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、議長として、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保に努めております。また、研究開発プロジェクト(電柱PJ及び緑化PJ)などについて建築設計の専門家としての立場から発言を行っております。
監査役	飯塚 朋子	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	江間 哲郎	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	俣野 和仁	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審査の疑問点を明らかにするための発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外役員連絡会を月に1回程度開催し、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 みおぎ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15,000千円

当社の会計監査人支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,500千円

(注1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- ②文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。
- ②職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①役職員が共有すべき「経営理念」、「経営方針」、「クレド」を制定し、法令等の遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- ②取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」を始めとする社内諸規程に従い、重要事項を決定するとともに、法令等遵守の状況に関する報告体制を確立する。
- ③「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を定め、管理部を統括部署として、経営会議が適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。
- ④社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- ⑤財務に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制の充実を図る。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察などの外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。全役職員の行動規範として「反社会的勢力対応規程」を制定して徹底を図る。

- ⑦法令・定款・社内諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、社内に内部通報窓口を設けるとともに、社外窓口も設置する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ②当該使用人が監査役職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ①取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ②監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・ 監査役から要請のあった全ての会計に関する情報
 - ・ 監査役から要請のあった全ての業務に関する情報
 - ③取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又はそのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとする。
- (8) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとする。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

②監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいて以下のとおり具体的な取り組みを行いました。

(1) 取締役会は、原則月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全ての取締役会に出席しております。

(2) 監査役は、原則月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査室、監査法人との間で意見交換を実施するなど、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の処分については、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うこととしております。

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本として考えており、第20期事業年度の配当につきましては、1株当たり15円としております。この結果、第20期事業年度の配当性向は16.9%となっております。

また、内部留保資金の使途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための研究開発や競争力の強化及び市場のニーズに応える体制の整備及び確立に向け有効活用してまいり所存であります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

9. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,318,726	流 動 負 債	158,795
現 金 預 金	941,589	工 事 未 払 金	29,483
完 成 工 事 未 収 入 金	121,287	リ ー ス 債 務	875
及 び 契 約 資 産		未 払 金	9,538
有 価 証 券	200,060	未 払 費 用	12,560
未 成 工 事 支 出 金	22,269	未 払 法 人 税 等	72,622
材 料 貯 蔵 品	23,313	未 払 消 費 税 等	26,066
前 払 費 用	8,829	前 受 金	750
そ の 他	1,376	預 り 金	6,897
固 定 資 産	74,130	固 定 負 債	3,161
有 形 固 定 資 産	17,655	リ ー ス 債 務	3,161
建 物 ・ 構 築 物	746	負 債 合 計	161,957
機 械 ・ 運 搬 具	5,159	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 ・ 備 品	8,342	株 主 資 本	1,230,899
リ ー ス 資 産	3,406	資 本 金	101,880
無 形 固 定 資 産	575	資 本 剰 余 金	70,730
ソ フ ト ウ ェ ア	521	資 本 準 備 金	70,730
特 許 権	54	利 益 剰 余 金	1,058,289
投 資 そ の 他 の 資 産	55,899	利 益 準 備 金	1,890
長 期 前 払 費 用	127	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,056,398
差 入 保 証 金	20,923	別 途 積 立 金	6,000
保 険 積 立 金	30,751	繰 越 利 益 剰 余 金	1,050,398
繰 延 税 金 資 産	4,026	純 資 産 合 計	1,230,899
そ の 他	70	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,392,856
資 産 合 計	1,392,856		

損益計算書

(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	915,161	
兼 業 事 業 売 上 高	2,062	917,223
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		411,898
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	503,262	
兼 業 事 業 総 利 益	2,062	505,325
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		336,406
営 業 利 益		168,918
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,031	
助 成 金 収 入	2,898	
有 価 証 券 評 価 益	2,445	
そ の 他	313	9,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	313	
そ の 他	153	467
経 常 利 益		178,139
税 引 前 当 期 純 利 益		178,139
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,962	
法 人 税 等 調 整 額	△7,052	61,910
当 期 純 利 益		116,228

株主資本等変動計算書

(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	940,667	948,557	1,003,407	1,003,407
当期変動額									
新株の発行	58,880	58,880	58,880					117,760	117,760
剰余金の配当						△6,497	△6,497	△6,497	△6,497
当期純利益						116,228	116,228	116,228	116,228
当期変動額合計	58,880	58,880	58,880	—	—	109,731	109,731	227,491	227,491
当期末残高	101,880	70,730	70,730	1,890	6,000	1,050,398	1,058,289	1,230,899	1,230,899

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

以外のもの

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

材料貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。(ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備については、定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 8年～10年

機械・運搬具 2年～12年

工具器具・備品 2年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

特許権 3年～8年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、主に沈下修正工事を行っております。それらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に応じて収益認識をしております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）

（一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を計上する方法における見積り）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を計上する方法による完成工事高	64,785

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が工事原価総額の見積りに占める割合に基づくインプット法を適用しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事原価総額の見積りについては、得意先の仕様や規格に応じた施工工程、施工日数、使用材料及び数量等の仮定により策定した実行予算に基づき算出しております。

工事収益総額の見積りについては、工事原価総額の見積りをもとに得意先との交渉経過も踏まえ算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

資材価格の変動、工事内容や施工方法の変更、契約金額の変更交渉、自然災害等予期せぬ事象の発生等、工事進捗中における様々な要因により主要な仮定が変動し、工事原価総額及び工事収益総額の見積りの見直しが行われることにより、翌事業年度に計上される完成工事高に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 168,349千円

(2) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

完成工事未収入金 73,853千円

契約資産 47,433千円

(3) 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高 750千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,399,400株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月25日 定時株主総会	普通株式	6,497	5	2022年1月31日	2022年4月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,991	15	2023年1月31日	2023年4月26日

③当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デリバティブ取引は、一時的な余資の効率的な運用を図るために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券 ※2			
満期保有目的の債券	50,000	49,650	△350
その他有価証券	150,060	150,060	—
資産計	200,060	199,710	△350

※1. 「現金預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」及び「未払金」については、現金及び短期間に決済がされるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 組込デリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券	—	150,060	—	150,060
資産計	—	150,060	—	150,060

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
債券	—	49,650	—	49,650
資産計	—	49,650	—	49,650

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

債券は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
民間事業	572,983
公共事業	344,240
顧客との契約から生じる収益	917,223
外部顧客への売上	917,223

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	88,683	73,853
契約資産	—	47,433
契約負債	3,938	750

契約資産は、工事請負契約に基づき充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、流動負債の「未成工事受入金」及び「前受金」に含まれており、工事請負契約における顧客からの未成工事受入金及びノウハウライセンス契約における役務収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額に重要なものはありません。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、98,214千円であり、顧客との工事請負契約に関する取引によるものです。当該取引は契約の履行に応じ、期末日後概ね2年以内に収益認識される予定です。なお、契約期間が1年以内の取引は含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	879円59銭
1株当たり当期純利益	88円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2023年3月15日開催の取締役会において、2023年4月25日に開催予定の第20回定時株主総会で「資本金の額の減少の件」について付議することを決議しました。

(1) 資本金の額の減少の目的

当社は、今後の成長戦略を実現するために、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と適切な税制への適用を通じた財務内容の健全性の維持を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 減少する資本金の額

資本金の額101,880千円を31,880千円減少して、70,000千円といたします。

(3) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金へ振り替えます。なお、本件では発行済株式総数は変更せずに、資本金の額のみ減少いたします。

(4) 資本金の額の減少の日程

①取締役会決議	2023年3月15日
②債権者異議申述公告日	2023年3月24日（予定）
③債権者異議申述最終期日	2023年4月24日（予定）
④株主総会決議日	2023年4月25日（予定）
⑤減資の効力発生日	2023年4月25日（予定）

11. その他の注記

金額に関しては千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月23日

アップコン株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	山田 将文
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	高野 将一
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アップコン株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月23日

アップコン株式会社	監査役会		
常勤社外監査役	飯塚	朋子	㊟
社外監査役	江間	哲郎	㊟
社外監査役	俣野	和仁	㊟
		以	上

定時株主総会会場ご案内図

会場

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル2階

